



しなな 茨南だより

3 S 察知
+ 1 誠意
NO. 9 スピード感
2025. 3. 3 改革意欲

栄養教諭と食育の推進

県南教育事務所長
戸祭 勝典

新年第2号は、第7号と同様に、学校訪問の際に感じた事をお届けします。
夏休み前だったと思いますが、栄養教諭と学級担任が協力して
行っている授業を拝見するタイミングに恵まれました。

小学校第1学年の学級で、子供たちは、お箸名人になるための「お箸の使い方」を学んでいました。タブレットを活用して、お箸の正しい持ち方や望ましくない使い方をクイズ形式で出題するなどして、子供たちの興味関心を高めていました。その後は、動画で正しい持ち方を学び、なんと、1年生にもかかわらず、ペアになって動画を撮影し合っ



て練習をした後、箸の持ち方で工夫した点や改善点を伝え合い、「お箸名人検定」(正しいお箸の使い方が大切であること)の理解まで行ったそうです。

この授業は、1時間のみであったそうですが、事前指導として給食の時間を活用、また、事後指導として、家庭において実生活の中で学んだことを実践しているとのこと、栄養教諭の専門性が遺憾なく発揮されていることに驚かされました。



栄養教諭は、食生活の乱れが深刻化する中、子供たちが望ましい食習慣を身に付けることができるよう、平成17年度に制度化されました。子供たちが学校で摂取すべき栄養素の基準値等を踏まえ、様々な工夫を凝らして毎日の給食の献立を考え、また、給食施設の衛生管理などを通して、日々安全安心な学校給食の提供に努めています。さらに、前述のように、各教科等において指導をしたり、食に関する指導の全体計画の作成や給食の時間における給食指導なども担っていることはご存じのことと思いますが、

食に関する専門家として、肥満、食物アレルギーなどの健康課題を有する子供たちへの個別的な相談指導も担っていることをご存じでしたでしょうか？

このように、栄養教諭は、「食」に関する様々な業務を担っていますので、ご苦労も多いのではないかと思います。ただ、給食の時間に、子供たちが満面の笑みで喫食している姿を見れば、日頃の疲れも吹き飛んでしまうのではないかと拝察いたしますが、いかがですか。

今後も引き続き、教育に関する資質と栄養に関する専門性を活かして、学校はもとより、家庭、地域とも連携を図りながら、子供たちの健康の保持増進に努めて下さるようお願いいたします。

総務課

手当の届出や申告に漏れはありませんか？

扶養手当や通勤手当、住居手当においては届出が遅れると職員本人の不利益が生じるだけでなく、事務職員の業務の負担も大きくなってしまいます。ご自身や扶養親族の状況に変更の予定がある場合は事務職員に早めの申告・相談をしましょう。

また、扶養手当で被扶養者がアルバイト等で収入を得ている場合、月額108,334円以上の収入がある月は、翌月の扶養手当の受給ができなくなりますので、事務職員が確認できるよう必ず毎月の給与明細書等(写し)を事務職員へ提出して下さい。

令和7年1月22日（水）、県南教育事務所管内各小・中学校及び義務教育学校の通級指導教室担当者74名が一堂に会し、通級指導教室の運営や自立活動の指導についての研修を行いました。

県立美浦特別支援学校の加来慎也教諭と土浦市立都和南小学校の井坂恵理子教諭を講師としてお招きし、テーマに沿って、理論と実践を交えて講義をしてくださいました。参加者からは、「近隣の学校の担当者と意見交換ができ、有意義な研修だった」「子どもたち一人一人の実態把握をチーム学校で行い、その子に応じた自立活動の目標と指導内容を考えていきたい」「通級指導教室の役割を再確認し、円滑に運営することで、学校全体の支援体制の構築へつなげていきたい」等、多くの前向きなご意見をいただきました。

学校教育は、「共生社会」の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のため、障害のある子どもと障害のない子どもが、可能な限り同じ場で学ぶことを目指します。そのためには、**全ての教師が、教育的ニーズのある子どもが通常の学級に在籍していることを前提として、通常の学級において、学級全体に対してわかりやすい授業の工夫を行うことが重要です。**また、教育的支援を必要とする子どもに対しては、実態を適切に把握し、合理的配慮の提供や支援員の配置、巡回相談等と連携しながら支援方法を検討していきます。**その上で、通常の学級における学習や生活の困難さの軽減につながる自立活動の指導を行う「通級による指導」の必要性を検討します。**自立活動を通じて、学校生活への適応状況の改善を図り、通常の学級で学ぶことを目指すためにも、通級による指導の充実をお願いいたします。

各学校におかれましては、「適切な学びの場の検討に至る段階的なプロセスの進め方」を十分に理解し、校内支援体制の充実を図り、**通常の学級の中で、全ての子どもが安全・安心に学ぶことのできる多様性を尊重した学級経営の推進**をお願いいたします。

適切な学びの場の検討に至る段階的なプロセスの進め方

通常の学級において、**学級全体に対してわかりやすい授業の工夫**を行う
学習指導要領解説
「指導計画の作成と内容の取扱い」参照

ICTを含む合理的配慮の提供、特別支援教育支援員の配置等により、十分に学べるか検討する

特別支援学校のセンター的機能の活用や外部の専門家と連携しながら支援する必要があるかを検討する

自立活動など**特別の教育課程が編成できる通級による指導**や**特別支援学級の必要性**を検討

全教職員で組織的に対応する校内支援体制の確立と、その中心的役割を果たす校内委員会の在り方の再点検を



利根町教育委員会

利根町総合教育センターを設置します

本町では、令和7年度から旧文間小学校跡地を利用して、利根町総合教育センターを設置します。

利根町総合教育センターは、いじめや不登校への対応、地域との連携、各種の相談事業、学校や先生方のサポートなど、利根町の学校教育の充実と振興を図ることを目的とした教育施設です。具体的には次の4つの柱を中心に「どの子どもも活かし、どの子ども伸ばす」という利根町学校教育基本理念の具現化を目指します。

適応指導教室とねっ子ひろば

不登校児童生徒に対し、集団生活への適応指導、教科指導等を行うことで、社会的自立に資する教育を提供することを目的とする。

■適応指導教室指導員3名を配置（毎日2名体制）

学校・教員サポート推進室

教職員向け研修を運営する。また、学校・教職員が抱える学校課題の解消に向けて、学校運営指導員を派遣し学校運営のサポートを行う。

■学校運営指導員2名の配置による学校サポート

教育相談室

就学、発達、学校生活等、学校教育に関する不安や悩みについて、児童生徒本人や保護者、教職員等からの相談に応じる。

■専門的な知識や経験をもつ相談員3名を配置

コミュニティ・スクールサポート推進室

利根町学校運営協議会の事務局を置く。また、学校づくりに地域の声を生かしていくための窓口とする。

■コミュニティ・スクール指導員1名を配置

利根町では、一小一中というコンパクトな教育環境のメリットを活かし、児童生徒一人一人の「顔と名前が分かる教育委員会」を目指します。

